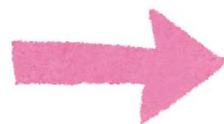


JRRCの著作物複製利用契約でできること

よい記事だなあ、
コピーしとこ！



紙媒体から紙へのコピー
(アナログ複製)は**20部**
まで可能です。



や



紙媒体からPDFやJPEG化
(デジタル複製=電磁的
複製)は**30名分**まで可能
です。
複製した日から1ヶ月間
ご利用いただけます。

ご注意ください！

- ・コピーできるのは「小部分」（紙面の30%または60頁まで）です。
- ・同じ新聞社の新聞記事を毎日コピーするような場合は「クリッピング」になりますので、別途新聞社との「クリッピング許諾契約」が必要になります。

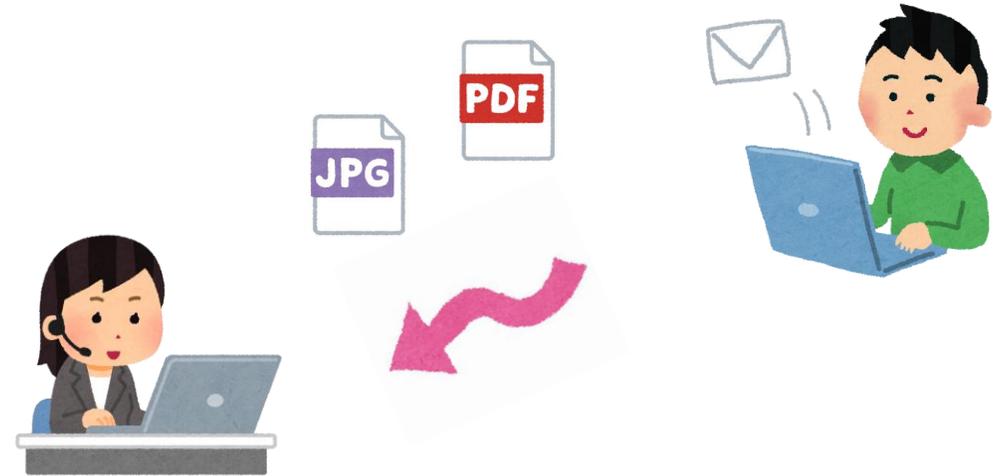
こんな使い方ができます その1

アナログ複製した新聞や雑誌の記事を社内
会議で共有すること（20部まで）



- **グループ契約**いただいている場合は、グループ会社の方にも20部以内の範囲で共有いただけます。
- なお、上記の制限は「**同一目的で使用するため**」が前提ですので、例えば、同じ記事でも目的が異なれば、それぞれ複製することが可能です。

PDFやJPEG化（デジタル複製）した新聞や
雑誌の記事を社内にサーバー*やメール
送信で共有すること（30名まで）



- **グループ契約**いただいている場合は、グループ会社の方にも共有いただけます。
- リモートワークを行っている方への共有も可能です。
- アナログ複製と同様、同じ記事でも目的が異なれば、それぞれ共有が可能です。

*パスワード等で対象者以外に共有されないようにしてください。

こんな使い方ができます その2

JRRCの許諾は、組織内部におけるアナログ及びデジタル複製についての許諾となりませんが、以下のようなご利用も可能です。

- **社外の方に対して、アナログ複製したハードコピーを渡すこと（＝譲渡）はできませんが、見せることは可能です。**
- **アナログ複製したハードコピーは、長期にわたっての保管が可能です。デジタル複製物については、保存期間が指定されている著作物（主に全国紙・地方紙）の保存期間は生成後1カ月間ですが、それ以外はアナログ複製と同様に長期にわたっての保管が可能です。**
- **新聞のうち、一般社団法人新聞著作権協議会加盟新聞社である全国紙及びほとんどの地方紙は、複製の頻度が高い場合*には別途クリッピング契約が必要となります。一般的に広報部や総務部、一部管理職に限定した契約になっていることが多いと思われませんが、JRRCの許諾を得ることで、全従業員が許諾条件の範囲で適法にアナログ及びデジタル複製を行うことが可能となります。**

*「一媒体の記事を、同一組織または同一部署の中で、概ね5記事以上利用する場合」がクリッピングに該当します。